

# 火災裁判に見る防火管理

[火災鑑定]

K3-13 2018.03/01

火災調査探偵団

防火管理の瑕疵により、火災で死傷者が発生した場合は、刑法の業務上過失致死傷罪の適用が考慮される。過去の裁判の事例から見た防火管理の瑕疵は、火災による死傷者発生に至る予見可能性が明らかにされて、適用されている

## The criminal law and fire protection management

In case of casualties caused by fire due to flaws in fire protection management, "the accidental negligence results in death and injury" of the criminal law shall be considered. The flaws in fire protection management as seen from past case trials have been applied to the criminal law with the causal relationship that leads to casualty injury due to fire.

### 1. 過去の火災裁判における業務上過失致死傷罪と防火管理

消防法における「特定用途の防火対象物」は、火災時に死傷者が発生するとほとんどの場合、管理権原者が業務上過失致死傷容疑により被告とされ、裁判で争われることとなる。反面、アパートなどの非特定用途の事業所の火災は、当然に賃借人の居住者、個人の責任として、その建物の問題点が種々報道されることがあっても刑事上の責任を問われることはほとんど見られない。

防火対象物の**数の違い**が、問題視される際の「罪」に認定される考え方に大きく影響すると言える。

2017年の消防白書から、防火対象物数をみると、延べ150㎡と比較的規模のある建物の件数として、旅館等約59,000に対して、共同住宅等は約1,300,000の件数となっている。つまり旅館等の「特定用途」は、アパート等の「非特定用途」の5%でしかなく、入居等契約からも賃貸人の「業務」責任は及ばないようになっている。アパートの量的規模から、旅館等と同じ程度の建築・消防設備を課すことはムリがあり、ソフト面ではなおさら難しいこととなる。その意味で「特定用途」と「非特定用途」の違いが、管理面での「分岐点」となっている。

(以下、空白)

## 2. 過去の火災裁判

### (1) 千日デパートビル火災

1972年(47年) 5月13日発生 7/1 (16)項イ 建て 3,770 m <sup>2</sup> 延べ 25,923 m <sup>2</sup>	死者118人 傷者81人 焼損面積 8,763 m <sup>2</sup> 工事中の3階店舗の改装工事現場から出火。エスカレータ部を経由して、2階、4階に延焼拡大。7階キャバレー内が濃煙熱気となり、多数の死者が発生。	・ビルの管理権限者 A ・ビル管理会社が防火管理。 ビル管理部課長(防火管理者) B ・キャバレー代表取締役(管理権限者)C ・キャバレー支配人(防火管理者) D
--	---	---

裁判所	判決日	火災により多数の死傷者が出た 業務上過失致死傷被告事件
地裁	1984(昭59)年 5月16日	(ビルの管理権原者Aは病死) ビル所有会社の防火管理者B、 キャバレーの管理権原者C 同キャバレー防火管理者(支配人)D 過失責任は否定。(全員無罪)
高裁	1987(昭62)年 9月28日	B—禁固2.5年(執行猶予3年)、 C及びD—禁固1.5年(執行猶予2年) 有罪判決となり、最高裁も上告棄却。
最高裁	1990(平2)年 11月29日	

[ 事件番号; 最高裁 昭和62(あ)1480 業務上過失致死傷 平成2年11月29日 ]

この裁判は、地裁で、いずれの被告人も無罪となった。

その理由は、「・・・これだけの大規模火災には多くの複合的要因が関連し、拡大し、り災者が出たものであり、数人の者に刑事罰としての「業務上過失致死傷罪」を問うのは酷といえる・・・」とされて無罪となった。つまり、火災のような様々な要因が重なって発生・拡大するよう災害において、その死傷者の発生原因を管理者等に結びつけるのは難しいとした。

それは、改修工事中の3階から出火した火災が拡大し、7階で営業して被災し死傷者が発生したことは、延焼し被災した事業所にはそれらの結果責任を問うことは難しい、とした。

しかし、高裁では、死亡したA以外で、控訴された3人を有罪とした。

☆ 最高裁の理由は、「・・・店舗が閉店後に工事し、その間、上階でキャバレーを営業するのであれば、火災が発生すれば、容易に拡大する恐れがあったことから、火災拡大防止に向けた法令上の規定の有無を問わず、可能な限りの措置を講ずるべき義務があった・・・」とした。

このように「防火管理」は、「業務上過失致死傷罪（刑法 211 条）」の適用がなされることにより、その意味の対象が明確化され成立したと言える。

### （業務上過失致死傷）

**第 211 条** 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、5 年以下の懲役若しくは禁錮又は 100 万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

この場合、端的な考え方として、旅館等宿泊施設、百貨店、飲食店などの業務を営む者は、その業務に付帯して、火災の予防、発生時の避難誘導など人命安全を確保する義務も当然にあるとされた。

ここで、「業務上必要な注意」は、防火管理上の管理権原者等に対しては、民法 709 条「不法行為責任」の適用が尺度となる。

概ね、次の 3 つが対象となるようです。

- ① 火災の発生、延焼拡大により死傷者が発生することが予見できたか？
- ② 火災の発生、延焼拡大及び死傷者の発生に対する結果を回避することができたか？
- ③ 被告人が、その地位において①②を成し得る立場と責任があったか？

上記の「千日デパート火災」では、

- ①工事中に営業する場合は、その危険性を予測され、火災発生が予見できる。
- ②避難上必要な措置を講じ、避難階段等の管理や避難誘導において必要な対応をしていれば、火災時の死傷者の発生を回避することができる。
- ③キャバレーの管理権原者 C、防火管理者 D には、その立場にあったこととなる。

ここで、①**予見可能性**は、多くの判例で、出火危険と初期消火に関するもので、事業所の改修工事をしながら「営業」をしている場合は、溶接等の火気使用器具に対する注意喚起と出火防止対策が求められる。1980(昭 55)年 11 月に発生した**川治プリンスホテル火災**においても**工事中の火災**であり、火災発生危険は予知できたものとされる。次に、初期消火対応としての「消火器」の設置、「スプリンクラー設備」の維持管理や散水障害の排除などが要件とされる。

次に②**結果回避性**は、例えば火災の原因が放火によるもので、事業所担当者の不可抗力の対象であったとしても、当該施設の消防設備や建築防火設備等の維持管理がなされていない場合である。多いケースに「ベル停止」をするなど違法行為が漫然と放置されていた場合などが該当する。1986(昭 61)年 2 月に発生した**大東館別館火災**においても自動火災感知設備のベル鳴動が「**断**」**としているのを気づいていながら放置していた経営者の責任**が問われている。同様に「防火戸」等の維持管理、消防計画に基づく避難訓練の実施などが、結果回避の防火管理上の義務として取り上げられる。

これらの①②は、火災現場を調べることにより、その事業所の不備事項が立証されやすい。

次に、③結果を回避できる立場の対象者で、①②の措置対応ができ得る「立場」にあったかが争点とされることが多い。

(2) 熊本・大洋デパート火災

1973年(48年) 11月29日 9/1 (4)項 建て 2,170㎡ 延べ 19,074㎡	死者103人 傷者121人 焼損面積 12,581㎡ 建物は工事中。 2階階段室から出火。 3階売り場に拡大。 防火戸、防火シャッターが作動せず延焼拡大。	代表取締役 A 常務取締役 B 人事部長(防火担当責任) C 3階売場課長(火元責任者) D 営繕課員(防火管理者) E
---	--	--

裁判所	判決日	火災により多数の死傷者が出たデパート火災 業務上過失致死傷被告事件
地裁	1983(昭58)年 1月31日	(本社の代表取締役Aと常務取締役Bは、公判中死亡) デパートの本社の人事部長C、 3階売り場責任者(火元責任者)D、 営繕課員(防火管理者)E <b>過失責任を否定。</b>
高裁	1988(昭63)年 6月28日	本社の人事部長C、デパートの防火管理者D、 火元責任者Eの3名の <b>過失責任が認められる。</b>
最高裁	1991(平3)年 11月14日	<b>C、D、Eの過失責任が否定(無罪)。</b>

[事件番号; 最高裁 昭和 63(あ)1064 業務上過失致死傷 平成 3年 11月 14日]

地裁は、被告人3名の出火防止の責任、結果回避義務の立場にはなかったとした。

高裁は、火災発生と死者の発生において、3名は**過失責任がある**とした。

最高裁(抜粋)は、人事部長Cは、職責上の防火管理に関わる事務所管ではあるが、防火管理上の責任者ではないとし、3階の売り場責任者D(火元責任者)は、延焼拡大の防止と避難誘導ができるとするのは難しい立場であったとし、営繕課員の「防火管理者」Eは、職場の**防火管理をなし得る立場(地位)**になかったとした。そのことにより、3名は過失責任がないこととなった。

この火災は、公判中に病気で亡くなった代表取締役Aと常務取締役Bに責任があったとされている。

無罪の要件

- 火災時に刑法第211条(業務上過失致死傷罪)の「業務」を行う者として、(職責上の人事部長、宛て職の防火管理者が) 従事していたとは言えない。
- 「業務上必要な注意を怠った」とは言えない。

このいずれにも被告3名は、業務上過失致死傷罪には該当しない。

この場合、営繕課員がデパート全体の防火管理を遂行することは、明らかにムリがあると言えるが、当時の消防法では、管理権原者の選任権限に委ねられていたことから、このような防火管理をなしえない者が選任されることが生じた。

★法令改正

防火管理者の業務内容は、管理権限者の意向にゆだねられていることから、昭和49年6月消防法が改正され、法8条4項に消防長（又は消防署長）による「防火管理業務適正執行命令」ができることとなった。これにより「防火管理業務が実質的になし得ない者」が「防火管理者」となった場合や消防計画に定められたことが遵守されない場合は管理権限者に対して、防火管理業務適正命令により指導できることとなった。

☆とは言え。

県営住宅など複数棟の防火管理を会社の営繕担当者が防火管理者とされている「当て職の防火管理者」の存在は認められている。突き詰めると「防火管理者は、何に対して刑法上の責任を負うのか」と考えるケースもある。

(3) ホテル・ニュージャパン火災

1982年(57年) 2月8日 10/1(5)項イ 建て 5,287㎡ 延べ 46,697㎡	死者33人 傷者34人 焼損面積 4,186㎡ 9階宿泊者タバコから出火。 9階、10階に延焼拡大	ホテル代表取締役(管理権限者)A 支配人(防火管理者) B
--	--	----------------------------------

裁判所	判決日	火災により多数の死傷者が出たホテル火災 代表取締役Aと防火管理者の支配人B 業務上過失致死傷罪
地裁	1988(昭62)年 5月20日	代表取締役Aが禁錮3年(実刑)、 防火管理者である支配人Bが禁錮1年6月 (執行猶予5年)
高裁	1990(平2)年 8月15日	第一審の判決を不服としてAが控訴、控訴審判決。 棄却の判決。
最高裁	1993(平5)年 11月25日	代表取締役Aは上告、上告審判決。 棄却の判決。確定。

[事件番号; 最高裁 平成2(あ)946 業務上過失致死傷 平成5年11月25日]

この裁判では、会社組織として運営されている事業所で、会社全体の経営を管理する立場の**経営者**が、会社経営の施設の防火管理の責任があるとして問われるか、どうかについて争われている。施設等の防火管理は、その担当者に任せており、任せたら

れた者に責任の大半があるのが会社組織であり、会社社長が引き受けるものではない、と主張したものの。

最高裁の判決。

被告から「ホテルの管理主体は、会社（法人）であり、管理権限者は法人の会社そのものである」と訴えに対し、会社の代表取締役の社長個人に責任があるとして、「**管理権限者は自然人**」とされた。さらに、「会社経営の代表取締役社長は、多忙で火災時の刑事責任を問われる立場にはない」との訴えに対して、代表取締役として**実質的な権限を保有し行使していた者**として、防火管理上の注意義務がある、とされた。つまり、防火管理者を選任して、任せたとはいえども防火管理上の責任を持っているのは管理権原者にはある、こととなる。

(4) 新宿歌舞伎町・雑居ビル火災

2001年(平13年) 9月1日 5/2 (16)項イ 建て 83㎡ 延べ 516㎡	死者44人 傷者3人 焼損面積160㎡ 3階階段ホール付近に放火により出火。 3階、4階に延焼拡大	オーナーA、 グループ企業社長B 4階経営者C、3階オーナーD、 3階経営者E、3階店長F (4階店長は死亡)
--	--	---

裁判所	判決日	火災により多数の死傷者が出た雑居ビル火災 業務上過失致死傷罪
地裁	2008(平20)年 7月2日	建物オーナー A、 禁固3年(執行猶予5年) グループ企業社長 B、 禁固3年(執行猶予5年) 4階経営者 C、 禁固3年(執行猶予5年) 3階オーナー D、 禁固3年(執行猶予5年) 3階経営者 E、 無罪 3階店長 F、 禁固2年(執行猶予4年)

この裁判は、建物の**実質的オーナーA**と3階の**実質的経営者D**が有罪とされた。このように防火管理における管理権原者は、実質的に権限を有する者に対して適用されるものである。

消防法の制限や建築基準法からの要請などから、建物を防火管理面で維持管理する責任は、**自然人たる「人」**であり、管理権原者に帰結されるものである。その視点に立つと、その人が間接的或いは遠隔地在住にあっても、責任者として逃れられるものではないこととなる。

この裁判で、結果回避義務違反として用いられた**立証方法**を要約すると「階段に多量の可燃物があり、その管理が不十分で、かつ、防火戸の閉鎖障害があり、火災時に

閉鎖しなかった」これらの注意義務を怠った。もし、火災発生前に適切に、これらの施設管理がされていれば、死者の多くは死に至らないうちに消防隊により救出されていた、とされることを**実験から導いて立証している**。

それまでは、漠然と火災時の死者の発生の結果回避を議論していたが、このケースでは、**助からなかったことが、実験等により立証する**対象として扱われたものとなった。出火時分から出火室内への延焼し、さらに上階への延焼がどのような時間推移の中で進展したかを示し、逆に、防火管理が遵守されておれば、これらの延焼が緩慢となり、その間に消防活動により消火・救助がされている、として、**その差**が死者の発生に及ぼす影響により、比較検討して複数の死者の発生責任が導かれるものとした。

### 3, まとめ

火災事件は、業務上過失致死傷罪を適用するものとなっており、幾つかの判例からほぼその立証されるべき内容が

①**予見可能性** ②**結果回避性** ③**責任の所在**などとして、固まったものと思える。しかし、その流れの中で最近「新宿歌舞伎町雑居ビル火災」の**立証**において、**実験と数値解析の方法論**を提案し、これが取り入れられた。

この**立証方法**が、方法論としては有意と思えるが、今後の火災現場に適用できるものか、つまり再現実験がうまくこのようにできるものか、難しい課題を残すものになったように思える。その後、**平成 21 年 3 月 渋川老人施設火災**においてもこの立証方法により、防火管理上の対策をしておれば、「死者 10 名のうち、入居者の歩行可能な 3 名と歩行困難な 6 名のうち 2 名の計 5 名は避難できた」とされ業務上過失の責任があるとされた。

この 2 つの最近の判例からすると、**今後**「火災事件の挙証方法が、実験と数値的論拠の手法」を取り入れなければならないこととなってしまうそうである。弁護側からすれば「**時系列解析の基となる出火箇所判定の妥当性**」「**実験に係るの再現性の課題**」「**当該火災時の消防活動の時間経過の課題**」など**広範な微細な問題**を俎上させるものとなったと思える。業過の論理展開を、その立証に火災実験を取り込んで、数値解析等により行うことはある意味「客観性」を確保する有意なことと思えるが、実際の「火災」と実験で再現する「火災」を同等(equivalent)に評価することからして難しいことのように思える。例えば、1990 年 5 月板橋区の第一化成工業第一工場で発生した爆発火災(死者 8 名)は、当日の湿度が 15%近くで、火災実験で再現性を確保することが困難であった。このように物理的条件となる **atmosphere** (雰囲気)の確保は難しいものがある。

[以上]

Y.Kitamura